

在宅高齢者等理容派遣サービス事業

1. 目的

この事業は社会福祉法人富岡町社会福祉協議会が富岡町の委託を受けて、理容の派遣サービスを提供することにより、清潔の保持による健康増進を図ることを目的とする。

2. 対象者

町内に居住するおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、寝たきり、その他心身障害等により通常の行動が著しく困難な者(介護度 3)

(町内に理髪店が再開していない事情を考慮し、再開するまでの期間は対象者選定条件緩和をする)

3. サービス提供日

富岡町社協が事前登録された理美容店に業務調整をする。

4. 利用料

利用料金 3,500 円 (自己負担 500 円 町負担 3,000 円)

※基本カットのみ、利用者からの要望により顔そり・シャンプー等は要相談

5. 利用回数

1 人年 6 回まで

6. 利用方法

(1) 本人または家族等が理容派遣サービス利用申請書を富岡事務所に提出する。

(2) 当該申請書を審査し適否を決定し、決定通知書を本人に通知する。

7. 派遣理美容業者

本事業の趣旨に賛同し登録した理美容店